6 任期満了 JET ALT の帰国費用・航空券について Q&A

	質問	回答	関連資料
1	航空券の予約クラスの条件はある のでしょうか。	エコノミークラスであることが条件です。 私学財団では、経済的見地からは「 予約内容の変更が可能 なエコノミークラス最安値片道航空券」が望ましいと考えま す。	・手引 P.14、P.53、P.56
2	航空運賃が高額になる場合もあり そうだが助成対象となるのでしょう か。	原則として、「最も経済的かつ合理的な経路による航空運賃」を助成の対象としています。極端に高額な場合は、事前に私学財団へご相談ください。	·私立学校外国語指導助手活用 事業費助成金交付要綱
3	帰国時の空港までの交通費の助成 対象を教えてください。	公共の交通機関(電車、空港バス等)を利用した自宅から空港までの最短かつ経済的なルートが助成対象となります(タクシーなどは助成対象外)。	
4	追加および超過手荷物料金は助成の対象でしょうか。	いいえ。助成の対象とはなりません。	
5	航空券の経路の条件はあるのでしょうか。	成田(羽田)国際空港等から、経済的かつ合理的経路での、 来日時に在外公館から指定された各国の国際空港までになります。	・任用団体マニュアル「第3章受入事務 3-4 任用終了時の事務」 ・手引 P.14、P.53、P.56
6	来日時に利用した国際空港とは別 の場所を到着地とした場合も助成 対象となるのでしょうか。	いいえ。帰国航空券については成田(羽田)国際空港から来 日時に在外公館から指定された各国の国際空港までの運 賃が助成の対象です。引っ越し等で着地空港の変更を希望 される場合は、必ず航空券取得前に私学財団にご連絡くだ さい。	・任用団体マニュアル「第3章受入事務 3-4 任用終了時の事務」 ・手引 P.53、P.56
7	JET ALT の私的事情により、来日時とは異なる経路にて、途中経由地に立ち寄ることはできるのでしょうか。	いいえ。JET ALT の私的事情による費用に対して学校に負担の義務はないものと考えられます。よって助成の対象にはなりません。	・質疑応答集「5-9 帰国先を変 更した場合の取扱い」
8	JET ALT が航空券を手配し、学校 が後日弁償する方法をとってもよい でしょうか。	JET ALT が手配した場合、最終的に学校が負担し、JET ALT が受領した証跡(振込明細、領収書、受領書等)が必要です。	・手引 P.14、P.56
9	航空券を手配するにあたり、領収 書に明示すべき項目は何でしょう か。	料金(片道)、搭乗者氏名、航空券の詳細(発着および経由地空港(在外公館指定空港)・日付・座席のクラス)が明記されている必要があります。	・手引 P.14、P.53、P.56
10	直行便が運航されてはいるが、料 金が安いため経由便を手配しても 問題ないでしょうか。	乗り換えのために経由地の空港内で数時間滞在する便であれば問題ありません。ただし、空港の外に出て宿泊を伴う滞在が発生する場合は、原則として <u>助成の対象外となります</u> のでご注意ください。	・手引 P.14、P.53